

187	(4-(1) 現状と課題) 箱わなを禁止すべき。	許可の際にドラム缶式等の影響の少ない猟具の使用について配慮すべきと考えますが、ご意見の趣旨は、環境省において今後の施策の参考にされるものと考えます。
188	(4-(1) 現状と課題) 鳥獣保護管理に関する知識や技術の向上のために、3年に一度の経験者講習に実技研修の導入及び、上級狩猟免許を創設を検討する旨の記述を加えるべき。	狩猟免許更新時には講習の開催が義務づけられており、これについて検討することを4(2)において記述しています。また、上級狩猟免許については2(4)イにある記述の取組により対応が可能と考えますが、環境省において今後の施策の参考にされるものと考えます。
189	(4(2) 狩猟・捕獲従事者の確保と育成) 免許の取得にあたり、虐待、犯罪目的に使用されない為受験資格に制限を設ける必要がある。 (ある一定の職業に従事するものしか受験できないなど) 免許の更新も、その職業から離れたものは、更新できないようにして欲しいです。 (計3件)	現行の鳥獣保護法において、自己の行為の是非を判断し、又はその判断に従って行動する能力がない者又は著しく低い者は、免許の受験資格がなく、免許も与えられないこととなっております。 また、職業によって区別することは、公平性の観点から適当ではないと考えます。
190	(4(2) 狩猟・捕獲従事者の確保と育成) 事故や、虐待、犯罪目的に使用されないよう、免許については、取得にあたり試験を厳しく、また免許の更新も講義を受講するなど徹底する必要がある。 (計3件)	現行の鳥獣保護法において、自己の行為の是非を判断し、又はその判断に従って行動する能力がない者又は著しく低い者は、免許の受験資格がなく、免許も与えられないこととなっております。 また、更新時の講習については、特別な事情がある場合を除き原則受講されていると認識しています。
191	(4(2) 狩猟・捕獲従事者の確保と育成) 初心者がわなを設置しても、イノシシは簡単に捕獲できるものではなく、網・わな猟免許の分離の効果はあまり期待できないのではないかと。	安全で効果的な捕獲技術の向上を図るための講習会の開催等を実施することにより、技術向上は図られると考えます。
192	(4(2) 狩猟・捕獲従事者の確保と育成) 狩猟者の減少に歯止めをかけるためには、狩猟税の引き下げも必要である。	狩猟税の減額は狩猟者の減少に歯止めをかける一つの対策ですが、まず、効果の高い対策から順に実施していくべきであると考えます。
193	(4(2) 狩猟・捕獲従事者の確保と育成) 網・わな猟免許の区分は、安価に購入できるとらばさみやくりわなを使用した捕獲が増大することが想定されるが、これらの猟具は、錯誤捕獲があった際の放獣等に支障があり、止めさしも初心者には困難であり、適当ではない。	猟具はそれぞれの捕獲対象や捕獲場所、個人の捕獲技術力に応じて適切に選択されるものであり、これらが適切に行われれば事故や錯誤捕獲はさけられると考えます。 また、地域的に錯誤捕獲の発生が多い場所については、各都道府県知事が特定の猟具を定めて使用を禁止するなど、きめ細かな対応を図ることにより、錯誤捕獲はさけられると考えます。とめさしを含めた捕獲技術の取得については、各自治体等において講習会の実施等の対応が必要と考えます。
194	(4(2) 狩猟・捕獲従事者の確保と育成) 網とわなの免許分離を行うのは両方の猟法を行っている者にとっての負担増になるため、現行免許に対して「わな限定免許」をつくるべきである。	網猟とわな猟は、従来対象とする狩猟鳥獣や必要な技術・知識も大きく異なることから、わな限定免許ではなく両者を区分することが適当と考えます。

195	(4(2) 狩猟・捕獲従事者の確保と育成) 末尾に「法定猟法以外の合法猟法については、法文上列举により明確化するとともに、必要に応じて法定猟法化し、資質の向上と同時に積極的振興を図ることが適当である。」を追加する。	法定猟法を明確にすることにより、それ以外の猟法は非法定猟法であること、法第12条等に基づき使用が禁止された猟法以外は使用可能であることは条文上明らかであると考えます。 鳥獣の捕獲の方法のうち、法定猟法以外の捕獲の方法は無数に存在することから、これらを網羅的に記述するのは事実上困難と考えます。 なお、現在の法定猟法以外の猟法のうち、狩猟鳥獣の保護上必要がある猟法については、必要に応じ法定猟法に指定するなど個別に検討していくべきものと考えます。
196	(4(2) 狩猟・捕獲従事者の確保と育成) 狩猟者登録を、「狩猟者等登録」として、かかる猟法の従事者をも包含することとすれば、鳥獣保護管理上の実態把握も可能となる。ある程度の数の従事者の存在する猟法については、従事者の資質向上の点から、講習・試験を伴う法定猟法として狩猟の範疇に入れ、積極的に従事者の養成を行うことが考えられる。	鳥獣の捕獲に当たっては、実際に捕獲を行う者が、捕獲に伴う必要な知識や技術を有していれば足ることから、捕獲に対し直接的にかかわらず捕獲のための側面的な手伝いをする者に対してまで必要な知識や技術の取得を義務づけることは困難と考えます。
197	(4(2) 狩猟・捕獲従事者の確保と育成) 知識・技術や狩猟者の資質の向上、事故や錯誤捕獲防止のためには、免許取得にあたり、より厳格な基準を設けるべきであり、試験の分割により受験者の負担を軽減すべきではない。	免許の区分により専門性が高まり、狩猟者の資質の向上等につながるものと考えております。
198	(4(2) 狩猟・捕獲従事者の確保と育成) くくりわなやとらばさみについては、人や財産への安全を確保する観点から禁止又は廃止すべきである。	くくりわなやとらばさみは全てが人や財産へ危害を与えているわけではなく、設置場所、使い方、構造上の問題であり、それらを踏まえて必要な規制を行うことで十分な効果があると考えます。
199	(4(2) 狩猟・捕獲従事者の確保と育成) 免許取得の受験資格を厳しくすべきである。(計4件)	現行の鳥獣保護法において、精神障害等のある者、麻薬等の中毒者又は自己の行為の是非の判別能力がない者等は、免許の受験資格がなく、免許も与えられないこととなっており、免許の取得にあたっては厳格な要件が課されております。
200	(4(2) 狩猟・捕獲従事者の確保と育成) 狩猟免許を更新制とする必要がある。 また、必要に応じ研修を行うべきである。	狩猟免許の有効期間は3年となっており、3年ごとに適性検査を受け、更新することとなっております。また、更新の際には、都道府県が講習を実施しております。
201	(4(2) 狩猟・捕獲従事者の確保と育成) わなの規制緩和策には反対する。(計2件) また、わなの見回りを義務化すべきである。	わなの規制が緩和されるものと考えておりません。 また、錯誤捕獲を避けるためのわな設置場所の選定、錯誤捕獲が発生しない構造のわなの選択などと同時に、わなの見回りも含めて錯誤捕獲が発生しないようわなの管理を行うことは当然であり、これまでも、これらにより錯誤捕獲の防止を図っているところであります。
	(4(2) 狩猟・捕獲従事者の確保と育成) 鳥獣の保護管理は、狩猟者依存から住民参加型総合的施策に転換すべきである。(計2件)	鳥獣の捕獲を伴う場合、銃やわな等特殊な器具を使用するため、安全かつ効果的に保護管理を行うためには、現にこれらの技術を有する狩猟免許取得者の

202		協力を得ることが必要と考えますが、ご意見の趣旨は、環境省において今後の施策の参考にされるものと考えます。
203	(4(2) 狩猟・捕獲従事者の確保と育成) 狩猟者は増やすべきではない。 狩猟者のマナーの悪さに憤りを感じている。	鳥獣の適正な保護管理を図るためには、保護管理の担い手を確保することは必要であると考えます。 狩猟マナーの向上については、関係行政機関や狩猟者団体等により行っているところです。引き続き必要な対策を講じていく必要があると考えますが、ご意見の趣旨は、環境省において今後の施策の参考にされるものと考えます。
204	(4(2) 狩猟・捕獲従事者の確保と育成) 被害対策として安易にわなを設置させるべきではない。 わなは、錯誤捕獲や捕獲個体の処理の問題を有している。 (計4件)	網・わな猟免許を分けることは、狩猟に必要な知識を削減するのではなく、分けることにより専門性を高めるものであり、被害者が鳥獣の保護に関する知識を得た上で被害対策が行われることが期待され、安易なわなの設置に繋がるものではないと考えます。 錯誤捕獲等を防止するために、行政機関等は引き続きわなの設置に関する適正な指導等の対応を必要に応じ実施していく必要があると考えます。
205	(4(2) 狩猟・捕獲従事者の確保と育成) わな免許を設け、知識と技術の向上を図るならば、鳥類をわなで捕獲することを禁じた規定を解除すべき。 これにより、わな猟の魅力が向上し、わな免許の取得者が増えると考ええる。	鳥類をわなで捕獲する場合、免許を分離して知識と技術の向上を図っても、錯誤捕獲や過剰捕獲の危険性は避けがたいものと考えます。
206	(4(2) 狩猟・捕獲従事者の確保と育成) 鳥獣保護管理行政を行う上で必要な税収を得るためにも全国的に狩猟者を増やす必要がある点をはっきり記述し、環境省や都道府県による狩猟者増加のPRをマスメディアを通じて行うべき。あわせて新規ハンターの受け入れ口も整備すべき。 (計3件)	鳥獣の保護管理に必要な捕獲技術者を確保するために、狩猟免許取得の促進を図ることの必要性については明記しております。 新規ハンターの受け入れ口については、どのようなものを想定されているのか十分に理解できませんでした。
207	(4(2) 狩猟・捕獲従事者の確保と育成) 分離しても効果は期待できない。わな猟はわなを設置すればすぐ獲物が掛かるものではない。	ご意見の趣旨のとおり、免許の分離とともに、狩猟者の資質を高めることが必要と考えます。
208	(4(2) 狩猟・捕獲従事者の確保と育成) 有害鳥獣を捕獲するためには、猟友会員がいなければ絶対出来ない。減少する猟友会員の歯止めのために狩猟税の値下げを考慮してもらいたい。	狩猟税の減額は狩猟者の減少に歯止めをかける一つの対策ですが、まず、効果の高い対策から順に実施していくべきであると考えます。
209	(4(2) 狩猟・捕獲従事者の確保と育成) 「捕獲を行える者の安易な拡大は適正でない捕獲を招きかねないこと」「わな猟適正化のための措置を強化する」について追加して記述。	ご意見の趣旨については、本項において記述していると考えます。
210	(4(2) 狩猟・捕獲従事者の確保と育成) 網猟免許とわな猟免許の分離が、農林水産業従事者のわな免許取得促進が目的ならば、網・わな免許の分離は反対である。錯誤捕獲を増やすだけである。	本項で記述しているとおり、農林水産業関係団体職員や農林水産業従事者等が自ら鳥獣による被害対策として適切な捕獲が行えるようにすることと、錯誤捕獲等の防止に向けたわなの設置技術の向上など、わな猟についての専門性の向上を図る必要があると考えます。

2 1 1	(4(3) 狩猟の適正化) 狩猟の場は、保安上の観点及び科学的保護管理の観点から可 猟区を定めるような場の転換を目標とし、当面は乱場をきめ細 かく区分できるよう多様な地域制度を導入し、柔軟な運用が可 能な制度とすべき。 自然とのふれあいを求める地域外の人が増える中、被害防除 のための捕獲とスポーツハンティングは明確に区分した上で、 スポーツハンティングについては、乱場制の見直しも含め検討 する必要性を明記すべき。	「場の転換」は引き続きの課題と考えますが、本項にある「一定の区域につ いての入猟者数を調整できる制度」や4(3)において記述している「わな等 の使用を禁止あるいは制限する地域制度」の他、既存の仕組みを活用すること による対応も可能と考えられますが、ご意見の趣旨は、環境省において今後の 施策の参考にされるものと考えます。
2 1 2	(4(3) 狩猟の適正化) タイトルを「狩猟及び捕獲の適正化」とすべき。(計2件)	本項では狩猟の適正化について記述しています。
2 1 3	(4(3) 狩猟の適正化) とらばさみについては使用禁止ではなく、適切な使用、違法 使用の排除などを推進するべきであり、錯誤捕獲防止のノウ ハウを網羅したテキスト、所有者表示の徹底、被害防除情報シ ステムの構築などを行うべき。	ご意見の趣旨は、本報告書に記述していると考えますが、ご意見の趣旨は、 環境省において今後の施策の参考にされるものと考えます。
	(4(3) ア わな取扱の適正化) 禁止区域を人が居住している地区全域とし、違法なわなは即 撤去できるよう必要がある。 また、くくりわな、とらばさみ、等の錯誤捕獲しやすくまた、 捕獲された鳥獣への傷害が大きいわなについては、全面禁止に する必要がある。(計2件) 違法なわなの取締り強化。標識の義務化。わなの設置制限区 域の設置。 とらばさみとくくりわなを全面禁止にすること。違法なわな の取締り強化。標識の義務化(計5件) とらばさみとくくりわなを全面禁止にすること。違法なわな の取締り強化。標識の義務化。わなの設置制限区域の設置。 (計35件) とらばさみとくくりわなの使用・販売の全面禁止。違法なわ なの取締り強化、罰則の強化。標識の義務化。わなの設置個数 と区域の制限。(計6件) 人が居住している地域全てをわな設置禁止区域へ。とらばさ みとくくりわなの販売の禁止。 人が居住している地域全てをわな設置禁止区域へ。違法なわ なは即撤去できるよう必要がある。とらばさみとくくりわ なの全面禁止。(計2件) とらばさみとくくりわなの全面禁止。(計23件)	2(5)においてわなの適切な設置と見回りの励行について記述しています。 また、4(3)アにおいて、わな等の使用を禁止あるいは制限する地域制度 の導入を図ること、わな設置者の明示の義務化、違法に設置されたわなの司法 警察員による積極的な撤去について記述していますが、具体的な実施に関して は今後検討されるべきと考えます。さらに、同項において、くくりわな及びと らばさみについての錯誤捕獲の発生や人や財産への危険性を踏まえた構造基準 の見直し、とらばさみの登録狩猟における使用禁止の検討について記述してい ますが、的確な審査のもとで行われる鳥獣の捕獲においては使用の必要性があ ると考えます。

214	とらばさみとくくりわなの販売、所持、使用の禁止。 (計32件)	
215	(4)(3)ア わな取扱の適正化) 1行目を「人の安全を確保する観点や、錯誤捕獲を装った密猟を防止するため、とらばさみや落とし籠、わな等の使用を禁止する。」に改める。	密猟の防止は、違法わなの撤去、取り締まりの強化等に対応すべき問題であると考えます。
216	(4)(3)ア わな取扱の適正化) くくりわな及びとらばさみの販売店舗への指導の徹底。	違法なわなの撤去、適切な取扱の必要性について記述しています。販売店への協力の要請も行われています。
217	(4)(3)ア わな取扱の適正化) 司法警察員の活動を積極的に行うに当たり、狩猟取締官、狩猟取締員の役職制度を導入すべき。 ----- 司法警察員制度の健全な確立	「司法警察員制度を有効に活用し、撤去を積極的に行うことが必要と考えられる」と修文します。
218	(4)(3)ア わな取扱の適正化) 免許のない者にはわなの使用は認めない。設置者の明示を義務化。違法なわなの即時撤去、罰則強化。	適切なわなの使用を図るためにも、わな免許の創設を記述しています。また、わな設置者の明示の義務化、違法に設置されたわなの司法警察員による積極的な撤去について記述していますが、具体的な実施に関しては今後検討されるべきと考えます。
219	(4)(3)ア わな取扱の適正化) わなの販売は免許・許可等所持者に限定。違法わなの撤去権限を土地所有者、鳥獣保護員等の関係者に与えることを検討。	わなの適正な利用については、まずは禁止猟法の指定等により対応すべきと考えます。 また、違法に設置されたわなの司法警察員による積極的な撤去について記述していますが、具体的な実施に関しては今後検討されるべきと考えます。なお、関係者等による撤去については所有権等の問題もあり、慎重に検討することが必要だと考えます。
220	(4)(3)ア わな取扱の適正化) とらばさみについては、登録狩猟における使用禁止ではなく、錯誤捕獲防止策等の多角的検討を行うべきである。(計2件)	とらばさみについては、捕獲された鳥獣の放獣するための改良が困難なこと、代替のわなが存在すること等も考慮し、適切な取扱について検討するを記述しています。また、わな設置者の明示の義務化、違法に設置されたわなの司法警察員による積極的な撤去について記述しています。
221	(4)(3)ア わな取扱の適正化) くくりわな・とらばさみは正しい知識・技術を持った者が限定して使える猟具とすべき。くくりわなの構造基準の設定は慎重に行うべき。わな猟制限・禁止区域の導入は必要なく、違法わなをもっと取り締まるべき。	適切な設置方法の普及、構造基準の見直しの必要性について記述していますが、具体的には今後検討されるべきと考えます。また、わな設置者の明示の義務化、違法に設置されたわなの司法警察員による積極的な撤去について記述しています。
222	(4)(3)ア わな取扱の適正化) 「狩猟の適正化」ではなく「狩猟・捕獲の適正化」とすべき。 (計2件)	本項は、登録狩猟の適正な実施について記述しています。
	(4)(3)ア わな取扱の適正化)	

2 2 3	わな猟制限・禁止区域の導入の理由に、銃猟者や猟犬利用者ととの事故防止も含めて検討を進めるべき。また地域分けではなく、猟期をわける手法も検討すべき。	人の安全には当然銃猟者も猟犬利用者の安全も含まれています。また、期間を分けることは現行の制度でも可能です。
2 2 4	(4 (3) ア わな取扱の適正化) 違法わなの撤去にボランティアの活用。猟具の構造基準の見直し、とらばさみの全面禁止。	違法わなのボランティアによる撤去については所有権等の問題もあり、慎重に検討することが必要だと考えます。また、錯誤捕獲の発生や人や財産への危険性を踏まえた構造基準の見直し、とらばさみの登録狩猟における使用禁止の検討について記述していますが、的確な審査のもとで被害防止のための捕獲等においては使用の必要性があると考えます。
2 2 5	(4 (3) ア わな取扱の適正化) とらばさみの使用禁止は技術向上を妨げ、登録狩猟を利用した被害防除捕獲もできなくなる。錯誤捕獲の防止に向けてはよりきめ細かな運用で対処すべきであり、表現を使用制限などに改めるべき。	とらばさみについては、捕獲された鳥獣を放獣するための改良が困難なこと、代替のわなが存在すること等も考慮し、適切な取扱について検討することを記述しています。
2 2 6	(4 (3) ア わな取扱の適正化) くくりわなの構造基準の設定は慎重に行うべきである。	関係者のご意見も聞きつつ、より適切なものとなるよう検討する必要があると考えます。
2 2 7	(4 (3) ア わな取扱の適正化) くくりわな・とらばさみは正しい知識・技術を持った者が限定して使える猟法とするべきである。	ご意見の趣旨については、4 (2) において記述していると考えます。
2 2 8	(4 (3) イ 鳥類の鉛中毒の防止) (P-10 21 行) 捕獲鳥獣の放置の禁止について) 捕獲鳥獣の放置を全面的に禁止、適切な処理を義務付けるよう明文化してほしい。	捕獲鳥獣の放置等の禁止については、法 18 条において規定していますが、全面的な禁止は実行性の確保の点から困難と考えます。適切な処理を行うことについては基本指針等に位置付けて適切に対応すべきと考えます。
2 2 9	(4 (3) イ 鳥類の鉛中毒の防止) 狩猟での鉛弾の使用を全面禁止し、捕獲した個体を山野等へ放置しないなど、捕獲個体の適切な取扱に係る取組の徹底。 鉛製散弾規制地域の設定推進だけでなく、国内でまったく流通していない小粒鉛散弾の輸入促進を明記すべき。 水辺域における鉛製散弾の使用を禁止。 鉛製製品は全ての使用を禁止すべき。 鉛製散弾の使用の全面禁止	水辺域における鉛製散弾の使用を規制する地域の設定の一層の推進、捕獲した個体を山野等へ放置しないなど、捕獲個体の適切な取扱に係る取組の徹底については記述しています。なお、鉛弾を全面的に禁止することは非鉛弾の供給体制及び普及の状況等を勘案して検討する必要があると考えます。
2 3 0	(4 (3) イ 鳥類の鉛中毒の防止) 狩猟と有害鳥獣捕獲における鉛製弾丸の使用禁止の推進を記述し、捕獲個体の山野等へ放置しないなどの取組の徹底を削除する。 (計 2 件)	水辺域における鉛製散弾の使用を規制する地域の設定の一層の推進、捕獲した個体を山野等へ放置しないなど、捕獲個体の適切な取扱に係る取組の徹底については記述しています。なお、鉛弾を全面的に禁止することは非鉛弾の供給体制及び普及の状況等を勘案して検討する必要があると考えます。捕獲個体への山野等への放置の禁止については、猛禽類の鉛中毒が発生している現状では、必要であると考えます。

2 3 1	(4 (3) イ 鳥類の鉛中毒の防止) 捕獲した野生鳥獣については、行政に所有権を持たせ、処分に関して流通経路や方法を明らかにする責任を持たせる仕組みを作るなど厳重な管理が必要。	個人の所有権を制限することは慎重な対応が必要であると考えます。
2 3 2	(その他) 地球環境は大変化している。素案にあるようなこれまでと同様な計画、しかもわなによる駆除をこれまでよりもやりやすくする計画では生きものたちにとってとりかえしのつかないことになる。	ご意見の趣旨は、4 (3) アに関するものと考えますが、ここでの趣旨はわなの取扱を適正化しようとするものです。
2 3 3	(その他) キジの放鳥は農業被害を引き起こし、駆除圧を高めていることから、廃止を含めて見直すべきである。	放鳥については、狩猟資源の増殖のために必要な場合もあると考えます。

※意見要旨については、原則として寄せられた意見にある「意見の要約」を抜粋しているが、「意見の要約」が記載されていない場合等においては、事務局において意見の趣旨を尊重しつつ意見要旨として簡潔にとりまとめた。